

広報

# 6

平成26年  
第625号

# あさ

今月の 題字

伊尾木小学校6年  
佐々木 真知さん



## 内容 MAIN CONTENTS

- 02 25年度主要事業報告
- 04 人・農地プランと青年就農給付金
- 10 安芸市の健(検)診はこんなにお得!
- 14 26年度から国保税率を改正します
- 17 市営住宅入居者募集
- 23 地震対策をしましょう!

## ●南海地震・津波への対策強化 南海地震対策

地震津波による犠牲者をゼロに近づけるため、「安芸市南海地震対策5カ年計画（24年度～28年度）」を策定し、南海トラフ巨大地震津波に対応するための防災・減災対策を推進。津波避難タワー、避難路整備や防災行政無線などのハード事業と自主防災組織の活動支援や住宅の耐震化などのソフト事業をスピード感を持って実施。

### 《主なハード事業》

防災行政無線の整備、津波避難タワーの建設（1基）、津波避難路（12カ所）、公共施設の耐震化、防災倉庫の設置、地震感知型キーボックス設置 など

### 《主なソフト事業》

自主防災組織の活動支援、住宅の耐震診断・耐震化補助、災害用備蓄品、災害時応援協定の拡大 など



## ●高知家・まるごと東部博

### 広域連携

県東部9市町村が平成27年度に開く「高知家・まるごと東部博」の推進協議会が11月22日に発足。2015年4月～12月に観光イベントなどを連続して開催へ。

## ●南国安芸道路の設計協議調印

24年度に阿南安芸自動車道の安芸道路（5.8km）の事業化が決定し、引き続き現地測量や詳細設計を実施。高知東部自動車道（南国安芸道路）では、24年度の赤野西地区に続いて、穴内西地区が国土交通省・高知県・安芸市の四者との設計協議に合意し覚書に調印。赤野東地区から津久茂町地区までの4地区も26年度中に順次調印予定。26年3月に香南のいち～香南かがみ間が開通。大山道路では、25年度にトンネルが貫通、26年度に開通予定。



だれもが住みたいあきをめざして

平成25年度

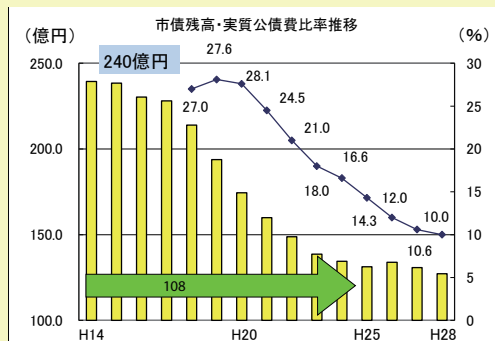
# 主要事業報告

災害時に住民の命を守る防災行政無線の整備、津波避難タワーの建設、避難路の整備を実施。南海地震対策の強化を図るとともに、産業・観光振興と雇用、社会資本整備の促進、健康・子育て・福祉の充実、教育など重要施策を着実に実施し、「災害に強い安心して暮らせるまちづくり」に向け邁進していきます。

## ●健全財政の堅持

### 財政再建

行財政健全化計画に基づく行財政改革の着実な実行により、市債残高は平成14年度のピーク時と比較して100億円以上減少。実質公債費比率も国が基準としている18%を下回っており、今後も着実に改善していく。積極的な投資を計画的に実施しつつも、有利な財源確保に努めるなど健全財政を堅持する取り組みを継続する。



### 高速道路

## ●特定健診の受診率向上

## 健康・福祉

25年度の受診率は11市の中で最も高い43.3%。26年度は未受診者への受診勧奨や継続受診者を増やす取り組み、健康学習のサポートによる受診率アップを目指す。毎年必ず健診の受診を！！

## ●ねりんピック将棋交流大会を開催

高齢者を中心としたスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である「ねりんピックよさこい高知2013」の将棋交流大会を開催。



## ●地域おこし協力隊が着任

## 地域おこし

地域の活性化や集落維持、観光振興を目的に地域おこし協力隊が着任。安芸の現状や課題の把握・整理、地域資源の掘りおこし、魅力の情報発信などを実施。



## ●県施設を新築

## 県事業



▲県総合庁舎新築

県総合庁舎と県立あき総合病院が完成し、県東部の中核都市となるまちづくりが進む。



▲県立あき総合病院新築

## ●メガソーラー事業の取り組み

## 太陽光

再生可能エネルギーの導入促進と地域資源エネルギーの活用を目指した妙見山のメガソーラー事業は、太陽光発電所が2カ所、発電規模は上段と下段を併せて6メガとなっている。

妙見山上段では、発電規模2メガのサンシャインパーク安芸が本年3月に完成し、発電を開始。今後は敷地内の研修棟で見学会を兼ねたエネルギー・環境学習が開催される予定。

妙見山下段では、県、市、荒川電工グループが出資した発電事業会社による発電規模4メガのこうち安芸メガソーラー発電所の造成工事が進行。本年秋頃の発電開始を予定している。

市では、土地賃借料や固定資産税、売電収益などメガソーラー事業による収入を基に、家庭への太陽光パネルの設置補助の拡充など、再生可能エネルギーの普及促進に取り組んでいく。



## ●水産業の活性化

## 産業振興

安芸市をじゃこの聖地として全国に発信するため「第1回全四国ご当地じゃこサミット」を開催。四国中のじゃこグルメが集結し、約1万人の来場者が訪れる一大イベントとなる。



## ●中山間地域の振興

入河内地区に東川集落活動センター「かまん東川」が開所。

運営は地元住民で行い、特産品の加工品開発や交流事業、高齢者の見守り活動などを実施。



# 人・農地プランと青年就農給付金

■問 農林課農政係 ☎35・1016

各地域での話し合いにより、それぞれの地域の中心となる経営体や生産基盤となる農地を将来どのようにしていくかプランを作り、実行していくのが「人・農地プラン」です。

人・農地プランに位置付けられることで、青年就農給付金などの支援を受けることができます。

## 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です

平成24、25年度で市内全地区の人・農地プランを策定しました。今後も、地域の実情に応じて随時見直しを行います。

### 地域でこんなことを話し合います

- 「人」について
  - ・今後の地域の中心となる経営体（規模拡大や農地集積を行う農家）はどこか
  - ・後継者対策や新規就農者の受け入れについて
- 「農地」について
  - ・中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
  - ・地域内にある耕作放棄地対策など
- 今後の地域の在り方について
  - ・中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた今後地域の農業の在り方について



## 人・農地プランには、さまざまなメリットがあります

人・農地プランに位置付けられると、次のような支援を受けることができます。

### ●青年就農給付金（経営開始型）給付額150万円/年（最長5年間）

新規就農者への支援として、以下の要件を全て満たす人に給付金が出ます。

- ①平成21年4月以降に独立・自営就農した人（就農後5年度目まで）
  - ②独立・自営就農時の年齢が、原則として45歳未満である人
  - ③農地を自分名義で所有（登記必要）している、または親族（三親等）以外からの借地で利用権設定をしている人
  - ④主要な農業機械や施設（ハウスなど）を自分名義で所有している、または借りている人
  - ⑤農作物を自分名義で出荷・取引している人
  - ⑥売上や経費などについて自分名義の通帳や帳簿で管理している人
  - ⑦就農する地域の「人・農地プラン」に位置付けられている、または確実に見込まれる人
  - ⑧前年の農業所得が250万円未満の人
  - ⑨生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付（生活保護など）を受けていない人
  - ⑩農林水産省の「一農ネット」に加入すること
- \*全ての要件を満たす人は、お問い合わせください。

### ●農地集積協力金

農地集積への支援として、地域の中心となる経営体に農地を提供する人に対し、要件を満たせば協力金が出ます。

### ●スーパーL資金の当初5年間無利子化（認定農業者）

### ●経営体育成支援事業（融資主体補助型）

## 農業委員会委員選挙

農業委員会委員選挙を次の日程で行います。ただし、立候補届出候補者が選挙による委員の定数18人を超えない場合、投票は行われません。

#### ▽立候補者への説明会

6月16日（月）15時～ 市役所2階第1・2会議室

#### ▽事前審査

6月24日（火）8時30分～17時

#### ▽告示日

6月29日（日）

#### ▽立候補の届出日

6月29日（日）8時30分～17時

#### ▽投票・開票日

7月6日（日）

○投票時間 7時～18時

○開票場所 市議会議場

#### ▽期日前投票

6月30日（月）～7月5日（土）

○投票時間 8時30分～20時

○投票場所 市選挙管理委員会事務局

■問 市選挙管理委員会 ☎35・1022

# 農業者年金は農家の老後を助けます

農業者年金は、自分が積み立てた保険料とその運用実績により将来受け取る年金額が決まる「積み立て方式（確定拠出型）」の終身年金です。

自分で積み立てるため、加入者・受給者の数に影響されず、安定した制度になっています。また、いつでも加入・脱退ができます。

農業者年金の加入のご相談は、JA土佐あき本所または農業委員会でお受けしていますので、お気軽にご相談ください。



■問 JA土佐あき ☎34・1515  
農業委員会 ☎35・1015

## 農業者年金の受給者は 現況届の提出が必要です

農業者年金を受給されている人が生存しているかどうか、また、経営移譲年金を受給されている人は農業再開や農地などの返還がなされていないかどうかを確認するために現況届を提出する必要があります。現況届の用紙は5月末に農業者年金基金より送付されています。もし、この届けが提出されない場合は、年金の支払いが止まってしまうので、必ず6月末までに必要事項をご記入のうえ、農業委員会まで提出してください。

また、年金を受給されている人がお亡くなりになった場合は、死亡の届け出が必要になりますので、お近くのJA土佐あき本所、支所などで手続きをお願いします。

# 「こうちアグリスクール」研修生の募集 ～都会で学ぶこうち農業技術研修～

高知県では、本県農業の担い手を確保し産地や農村の維持発展を図ることを目的に、「こうちアグリスクール」を東京・大阪で次のとおり開催します。

関東や関西地区でお住まいの本県出身者で、「将来は高知県に帰って就農したい!」とお考えの人に、農業の基礎的な内容の講義や先輩就農者の体験談、高知県での農業体験（アグリ体験スクーリング）などを通じて就農に向けたお手伝いをさせていただきます。

高知県で就農を考えているご家族やご親戚、ご近所のお知り合いの人がいましたら、申込書とあわせて研修内容のわかるパンフレットを送付しますので、次の連絡先までご連絡ください。

■問・申込 農業担い手育成センター  
（窪川アグリ体験塾）☎0880・24・0007  
安芸農業振興センター☎34・0138

## 【研修場所・内容など】

|      | 東京会場                                                                                                                                                                         | 大阪会場                       |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| と き  | 7月12日～10月4日<br>（土曜日、全10回）                                                                                                                                                    | 8月23日～11月15日<br>（土曜日、全10回） |
| ところ  | AP浜松町芝パークビル<br>B館地下1F                                                                                                                                                        | 新大阪丸ビル別館3F                 |
| 募集期間 | 7月7日（月）まで                                                                                                                                                                    | 8月18日（月）まで                 |
| 内 容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県が取り組む環境保全型農業</li> <li>・野菜・果樹・花き栽培の特徴</li> <li>・土壌と肥料、病気や害虫の発生と防除</li> <li>・就農支援制度など</li> <li>・U・Iターン農家の就農体験談・アドバイスもあり!</li> </ul> |                            |
| 募集人員 | 各会場40人程度（概ね65歳以下の人）                                                                                                                                                          |                            |
| 経 費  | 研修料:5,100円（全10回分）                                                                                                                                                            |                            |
| その他  | 「アグリ体験スクーリング」（農業体験2泊3日）を窪川アグリ体験塾（四万十町）で実施                                                                                                                                    |                            |

\*11月から2月にかけて、「こうちアグリスクール（高知会場）」を開催予定です。

県内在住の人で、就農を希望される人はこちらを受講してください。（別途募集）

## ご存じですか。間伐事業などの支援制度(平成26年4月現在)

### 施業を集約化し、間伐などをする場合の補助事業

■造林事業(国庫事業) 下表以外の作業種…再造林、鳥獣害防止施設、下刈、森林作業道等 申込先: 県  
\*保育間伐が追加となりました。

| 区分                   | 作業種   | 対象林齢                                                 | 作業内容                                                             | 事業規模                                                                                                                                                                                          | 伐採率  | 補助要件等                                                                                                                                                                                                                                          | 補助率                                                                         |
|----------------------|-------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 森林環境<br>保全直接<br>支援事業 | 除 伐   | ～25年生<br>(除伐)                                        | 不用木の除去、不良木の<br>淘汰                                                | 0.1ha以上／施行地                                                                                                                                                                                   | 規定なし | 下記の①、②のいずれかに該当していること。<br>①森林経営計画の認定を受けた者。<br>②森林施業計画の認定を受けた者。<br>③特措法に基づく特定間伐促進計画<br>の事業主体に位置付けられた者。<br>・②については、残計画期間に限る。                                                                                                                      | 68%                                                                         |
|                      | 保育間伐  | A:～35年生<br>(保育間伐A)<br>B:林齢制限なし<br>(保育間伐B)            | A：不用木の除去、不良<br>木の淘汰<br>B：伐採木の平均胸高直<br>径が18cm未満の不用木<br>の除去、不良木の淘汰 | 0.1ha以上／施行地                                                                                                                                                                                   | 30%  | 下記の①、②のいずれかに該当して<br>いること。<br>①森林経営計画の認定を受けた者。<br>②森林施業計画の認定を受けた者、<br>かつ集約化実施計画の対象森林。<br>③特措法に基づく特定間伐促進計画<br>の事業主体に位置付けられた者、<br>かつ集約化実施計画の対象森林。<br>・②については、残計画期間に限る。<br>・いずれも事前計画の提出が必要。<br>(森林作業道の計画を含む)                                       |                                                                             |
|                      | 搬出間伐  | ～60年生<br>*森林経営計<br>画に基づく場<br>合は標準伐期<br>齢の2倍以下<br>の林齢 | 不用木の除去、不良木の<br>淘汰、搬出集積                                           | 0.1ha以上／施行地<br>①森林経営計画に基づく場合<br>森林経営計画ごとに間伐・更新<br>伐の施行地面積の合計が5ha以<br>上で平均搬出材積が10m3以上<br>②森林施業計画または特定間伐<br>等促進計画に基づく場合<br>集約化実施計画ごとに間伐・<br>更新伐のそれぞれにおいて施<br>行地面積の合計が5ha以上で<br>平均搬出材積が10m3/ha以上 |      |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                             |
|                      | 更 新 伐 | ～90年生                                                | 不用木の除去、不良木の<br>淘汰、支障木やあばれ木<br>等の伐倒、搬出集積                          | 0.1ha以上／施行地                                                                                                                                                                                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                             |
| 環 境 林<br>整備事業        | 間 伐   | ～60年生<br>(保育間伐C)                                     | 不用木の除去、不良木の<br>淘汰                                                | 0.1ha以上／施行地                                                                                                                                                                                   |      | 下記の①、②のいずれかに該当して<br>いること。<br>①県・市町村(ただし、事業主体が自ら所有す<br>る森林以外で森林所有者と締結した場合、<br>または寄付や分収契約解除などにより公<br>有林化した森林で実施した場合に限る。)<br>②森林整備法人、森林組合、森林法施行令第<br>11条に定める特定非営利活動法人など(た<br>だし、事業主体が自ら所有する森林で実施<br>することを除くこととし、地方公共団体および<br>森林所有者と協定を締結した場合に限る。) | 保安林または<br>市町村森林整<br>備計画に規定<br>する公益的機<br>能が高い森林<br>(72%)<br><br>その他<br>(36%) |

### 自分で自分の山を手入れをする場合の補助事業(自伐林家などを含む。)

■緊急間伐総合支援事業(県事業) ●公益林保全整備事業【森林環境税】下表以外の作業種…路網整備(500～1,500円/m) 申込先:安芸市  
\*公益林保全整備事業については、対象林級の上限を引き上げました。  
\*補助率は市町村によって異なります。

| 作業種 | 対象林齢    | 作業内容            | 事業規模        | 伐採率 | 補助要件等                                    | 補助率            |
|-----|---------|-----------------|-------------|-----|------------------------------------------|----------------|
| 間伐  | 11～60年生 | 公益林保全整備事業(保育間伐) | 0.1ha以上/施行地 | 30% | 保安林または市町村森林整備計画に規定する公益的機能が低い森林で集約化が困難な森林 | 定額 90,000円/ha  |
|     | 31～60年生 | 森林整備支援事業(搬出間伐)  |             |     | 国庫補助事業の対象とならない森林                         | 定額 213,000円/ha |

### ■自伐林家等支援事業(県事業)

\*平成26年度より、緊急間伐総合支援事業に統合しました。

■みどりの環境整備支援交付金(県事業)【森林環境税】…造林事業への高上げ(造林事業と合計で概ね90%相当)

申込先:県

\*平成26年度より、保育間伐の単価を区分し定額23,000円/haを新設しました。

| 作業種  | 対象林齢    | 作業内容                                                | 補助率           |
|------|---------|-----------------------------------------------------|---------------|
| 除伐   | 11～25年生 | 除伐:不用木の除去(森林環境保全直接支援事業)                             | 定額 54,000円/ha |
| 保育間伐 | 11～35年生 | 保育間伐A:不用木の除去、不良木の淘汰(森林環境保全直接支援事業)                   | 定額 35,000円/ha |
|      | 11～45年生 | 保育間伐B:伐採木の平均胸高直径が18cm未満の不用木の除去、不良木の淘汰(森林環境保全直接支援事業) | 定額 23,000円/ha |
|      | 11～45年生 | 保育間伐C:不用木の除去、不良木の淘汰(環境林整備事業)                        |               |

## 再造林およびシカ被害防護施設に対する支援制度

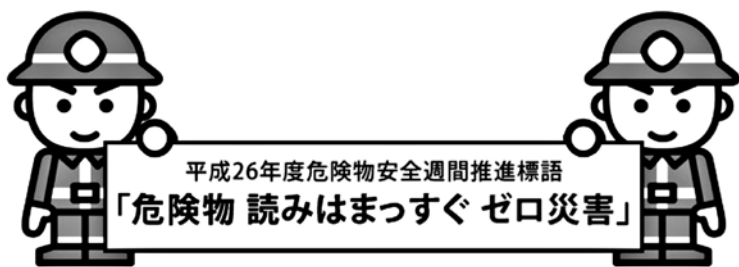
■森林資源再生支援事業(県事業)…造林事業への高上げ

申込先:県

| 作業種             | 補助要件等                                                                              | 補助率                             |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 再造林<br>シカ被害防護施設 | 造林補助事業で採択された人工造林および附帯施設等整備(鳥獣害防止施設等整備)とする。<br>ただし、シカ被害防護施設については、再造林と一体的に実施するものとする。 | 22%以内(造林補助率68%の場合は、合わせて90%となる。) |

### お問い合わせ先

高知県 林業振興・環境部木材増産推進課(間伐担当) ☎088・821・4602  
高知県 安芸林業事務所 ☎34・1181  
安芸市 農林課中山間振興係 ☎35・1016  
\*もしくは、高知東部森林組合安芸支所 ☎34・3508までお問い合わせください。



～「危険物安全週間」を知っていますか～

■問 消防本部予防係 ☎37・9103

安芸市・芸西村火災救急出動状況

| 種 別  | 4 月 分 |     |     | 累 計 |     |     |
|------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
|      | 安芸市   | 芸西村 | 計   | 安芸市 | 芸西村 | 計   |
| 火 災  |       |     |     |     |     |     |
| 建 物  | 1     | 0   | 1   | 1   | 1   | 2   |
| 林 野  | 0     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 車 両  | 0     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| その他  | 1     | 0   | 1   | 3   | 0   | 3   |
| 計    | 2     | 0   | 2   | 4   | 1   | 5   |
| 救 急  |       |     |     |     |     |     |
| 急 病  | 53    | 7   | 60  | 274 | 47  | 321 |
| 交通事故 | 3     | 1   | 4   | 21  | 5   | 26  |
| 一般負傷 | 19    | 3   | 22  | 72  | 14  | 86  |
| 転 医  | 16    | 5   | 21  | 87  | 19  | 106 |
| その他  | 2     | 1   | 3   | 9   | 2   | 11  |
| 計    | 93    | 17  | 110 | 463 | 87  | 550 |

## 危険物安全週間とは・・・

危険物を取り扱う事業所で自主保安体制を確立するため、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物の保安に対する意識の高揚および啓発を全国的に推進しているものです。今年度は6月8日（日）から14日（土）までの7日間です。

市消防本部では、危険物施設への立入検査の強化、通報・消火などの訓練指導、リーフレットの配布などを行い、危険物に起因する災害の未然防止に努めます。

## 家庭にある身近な危険物

危険物と言えば、「化学物質」、「激しく燃える」という印象があり、特殊な用途だけに利用されていると思われがちですが、実際には皆さんの身の回りにも危険物を利用した製品がたくさんあります。

例えば、「ガソリン」、「灯油」、「軽油」などの燃料類をはじめ、「マニキュア」、「除光液」、「接着剤」、「着火剤」、「ペンキ」、「ヘアースプレー」などがあります。

「危険物」を利用した製品は、私たちの生活の中でなくてはならない身近なものですが、取り扱いを誤ると大惨事へとつながる危険性があります。製品に書かれている使用上の注意事項など、正しい取扱方法や保管方法を確認し、危険物による事故を防ぎましょう。

## 【事件事例と予防対策】

### 事例1

#### 「楽しいバーベキューのはずが・・・」

バーベキューコンロの炭火にゼリー状の着火剤を注ぎ足したところ、着火剤の一部が火のついた状態で飛び散り、コンロの前方にいた子どもがやけどを負った。

### 対 策

ゼリー状の着火剤を使用するときは、使用方法をよく確認し、燃えているものへの注ぎ足しは絶対にしないようにしましょう。

### 事例2

#### 「家族で焼き肉を楽しむはずが・・・」

カセットコンロを使用して焼き肉をしていたところ、ボンベが爆発してやけどを負った。

### 対 策

コンロを覆うような大きな調理器具は、熱がこもりやすくなり、カセットボンベが過熱され、爆発することがあります。コンロを覆うような調理器具は使用しないようにしましょう。

## 住宅用火災警報器の取り付けは済みましたか？

平成23年6月1日から全ての住宅で住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。住宅用火災警報器をまだ設置していない住宅は、早急に設置しましょう。すでに設置されている人は、定期的に点検しましょう。



# 危険物を安全に取扱いましょう！

## 感性豊かな力作が全国から集結



5月13日～14日  
第32回安芸全国書展の審査が書道美術館で行われました。今年も「書道の里あき」に30都道府県の18歳から96歳までの739人から寄せられた、魂のこもった感性豊かな作品1,241点に厳しい審査の目が向けられました。

審査は書道芸術院会長の恩地春洋先生ら4人の書家が担当。審査長の恩地春洋先生からは、「力がついてきたことが分かる作品が多かった。若者が下からどんどん突き上げてきてほしい」と講評がありました。

作品の展示は、書道美術館で6月8日から8月17日まで四期に分けて行われます。

\*入賞作品は全期間展示します。

## ～安芸市行政相談員の委嘱～

### 行政相談員に森尾 傳さん



当市担当の行政相談員に、5月1日付けで森尾傳さん（土居）が新規に委嘱されました。行政相談員は、総務大臣の委嘱を受け、住民の皆さんからの相談をお聴きする民間有識者です。委員は、①国の仕事、JR・NTTなどの特殊法人の仕事、③県や市町村が国の補助を受けて行っている仕事などについて住民から相談を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

■問 総務課 ☎ 35・1000

## ～「ひのでの館」に避難階段と屋上フェンスを設置～

### 日ノ出町に津波避難ビルが完成

南海地震などの津波発生時における緊急避難施設として協定を締結している「グループホームひのでの館」で、屋上へ避難するための避難階段と転落防止用フェンスの設置工事が4月30日に完了しました。



収容可能人数は約300人で、日ノ出町地域の津波避難ビルとして利用できるようになりました。

## 祝 ワールドカップ出場 名木 利幸さん



5月8日 FIFAワールドカップブラジル大会に副審として出場される、安芸市出身の名木利幸さんを激励すべく、ホテルタマイで壮行会が盛大に行われました。

名木さんは「しっかりと役目を果たしたい。地球の裏側で頑張ってきます」と、大舞台での健闘を誓っていました。

6月13日に開幕するワールドカップでは、名木さんの活躍を皆さんで応援しましょう！



## ～ベンチプレス世界マスターズ選手権～

### 祝 世界4位 小松 麻実さん

4月17日～19日 イギリスのニューカッスルで行われたベンチプレス世界マスターズ選手権で、小松麻実さん（土居）が40代女子84キロ超級で95キロを挙げ4位に輝きました。

5月9日に、関係者らと市役所を訪れ、横山市長に結果報告をし、「メダルを狙っていたので悔しい。次こそメダルをとりたい」、「県内の競技人口が少ないので若い世代を育てていきたい」と抱負を語っていました。



## 安芸に咲く笑顔とつつじ

3月30日～5月6日 内原野つつじ祭りが開催され、色とりどりに咲いた1万5千本のつつじの花が、県内外から訪れたたくさんの来場者の心を癒やしました。

4月27日は恒例のそうめん流しが行われました。姉妹都市のたつの市からご提供いただいた特産品のそうめん「揖保乃糸」40キロが振る舞われ、約350人の親子連れらが手延べそうめんを味わいました。



また、つつじの記念植樹も行われ、約20人がオンツツジの苗木を植樹しました。

## 鮮やかな新芽に笑顔が広がる

5月3日 地元住民でつくる「まちとむらの交流を考える会」が、入河内の茶園でお茶摘み体験を行いました。自然いっぱいの山里・入河内で、生産が盛んなお茶を通じて地域を活性化させようと毎年開催されています。

この日は、県内外の親子連れら約50人が参加し、春の陽気の下、色鮮やかな新芽の摘み取りに汗を流しました。お茶摘みに励んだ後は、昭和30年代に建てられた東川茶業組合製茶工場の見学や、新茶の粉を混ぜた茶餅つきなども行われ、参加者は新茶のさわやかな香りと風味を堪能しました。



## 手づくりの豊かさを体験！

4月26日～27日「手づくり登り窯フェスタ」が内原野陶芸館で開催されました。

26日の前夜祭では、来場者はアコーディオンなどのステージやキャンドル作り、地元のグルメを堪能しました。27日の本祭では、家族連れらがろくろ体験やろくろ引き伸ばし選手権、ガラスのトンぼ玉作り、シーサー作りなどを楽しみました。



## 元気な笑顔でおもてなし

5月3～5日 安芸高校の生徒11人が、野良時計前や岩崎弥太郎生家で観光ボランティアガイドとして観光客を案内し、元気におもてなししました。

事前学習会などで予習してきた知識をもとに、資



料や身ぶり手ぶりを使って、訪れる観光客に一生懸命、心を込めて笑顔でガイドをし、お客さんから好評を得ていました。

## 日の出とともに熱戦の幕が上がる

5月8日 安芸市早起きソフトボール大会の開会式が安芸ドームで行われました。13チーム（1部4チーム、2部4チーム、3部5チーム）、200人以上の選手が参加し、約2カ月間、総当たりのリーグ戦を行います。早朝だけでなくナイターの試合も組まれており、補助グラウンドで力

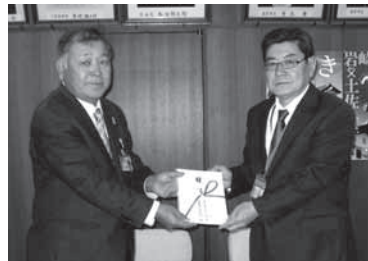


と力がぶつかり合う熱戦が繰り広げられます。

選手たちへの熱い応援をお願いします。

## 災害時の非常用電源に

3月28日 株式会社ヒワサキから災害時に活用できるプロパンガス専用ポータブル発電機を寄贈していただきました。



プロパンガスのボンベに接続することで、最大出力2.2kVAの発電を行うことができます。今後は防災訓練などでも活用していく予定です。



# 安芸市の健(検)診はこんなにお得！！



■問・申込 健康ふれあいセンター「元気館」 ☎32・0300

健診ってお金がかかるんじゃないの？



○平成24・25年度と続けて特定健診を受診されているあなた

26年度は自己負担金無料で受診できます（国保41歳～74歳の人）。平成25年度のみ受診された人は自己負担金半額で受診できます。

○今年度40歳になる国保のあなた

今年度の特定健診は無料で受診できます。

○人間ドックを受診予定のあなた

人間ドックを受診する際に特定健診の受診券を持参すると、自己負担金が割安になります。（国保40歳～74歳の人）。

\*受診券を使用できる医療機関については元気館までお問い合わせください。

がん検診も受りたい！



○特定健診・がん検診を同じ日に受たいあなた

8月18日・19日、11月16日・17日は特定健診・胸部検診とともに胃がん検診を同時実施、最大5種類の健(検)診を受診できます。

また12月7日・8日は子宮頸がん検診、乳がん検診、胸部検診、胃がん検診、大腸がん検診を同時実施、最大5種類のがん検診が受診できます。

○がん検診を受けたいあなた

がん検診は健康保険の種類に関係なく受診できます。元気館までお申し込みください。

\*検診日の2週間前までに予約してください。

○70歳以上の方はすべてのがん検診が無料です。

○完全予約制で便利

8月20日、11月19日（元気館での夜間健診）、2月13日～14日の特定健診は、30分ごとの時間予約制です。スムーズに健診が受けられます。

忙しくて時間がない！



## 歯と口の健康週間 6月4日(水)～10日(火)

【今年の標語】 歯と口は 健康・元気の 源だ

口の元気はおいしく食べ、会話を楽しむために大切です！

むし歯予防の3つの習慣は「歯みがき」「食生活」「歯科健診」です。毎日、きちんと歯みがきをし、栄養バランスの良い食事を心がけ、かかりつけ歯科医による定期健診を受けて歯と口の健康を守りましょう。

■問・申込 健康ふれあいセンター「元気館」 ☎32・0300



### 健康テレホンサービス

☎088・832・5266

6月の週間予定表

|    |                  |
|----|------------------|
| 月  | 歯の健康と清涼飲料水       |
| 火  | 口内炎(アフタ)について     |
| 水  | ヘリコバクター・ピロリ菌のはなし |
| 木  | 高齢者の性器出血         |
| 金  | 耳鳴り              |
| 土日 | 注意しよう、貧血が続いたら    |

提供：高知保険医協会

### 6月の休日在宅当番医

|     |            |          |
|-----|------------|----------|
| 1日  | 深谷内科       | ☎33・2401 |
| 8日  | 津田クリニック    | ☎34・1195 |
| 15日 | 芸西病院       | ☎33・3833 |
| 22日 | つつい脳神経外科   | ☎34・0221 |
| 29日 | 芸西オルソクリニック | ☎33・3503 |

診療時間：9～17時  
県立あき総合病院(☎34・3111)は救急に対応

### 歯ッピー・キッズランド

歯科衛生士による歯科相談が受けられます！

今年度は偶数月のすくすく広場にあわせて開催します。

▽と き 6月7日(土) 11時～

▽ところ 健康ふれあいセンター「元気館」

▽内 容 歯科衛生士さんのお話

▽対象者 0歳～5歳児

\*計測や栄養相談もできます。

### 成人歯科健診

歯科医師による診察、および歯科衛生士による歯科相談が無料で受けられます！

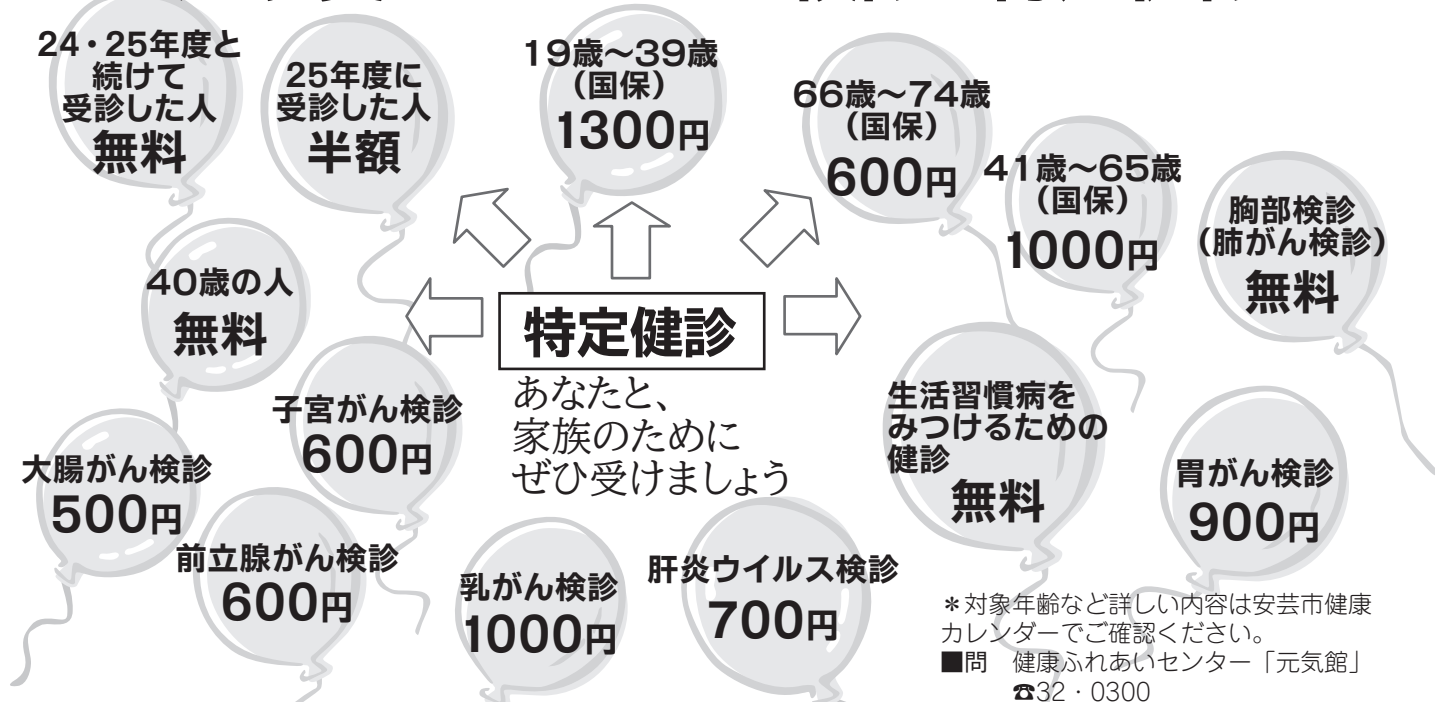
▽と き 8月21日(木)、11月16日(日)

▽ところ 健康ふれあいセンター「元気館」

▽対象者 19歳以上の男女

\*事前に申し込みをしてください。

# 必ず受けよう！がん検診・特定健診



## 各種検診・健康診査

\* 予約制です。事前に「元気館」までお申し込みください。

| 項 目      | と ころ       | と き      | 受付時間                      |
|----------|------------|----------|---------------------------|
| 胸部検診     | 井ノ口公民館     | 6月9日(月)  | 9:00～11:00<br>13:30～15:00 |
| 特定健康診査   | 穴内公民館      | 7月10日(木) | 9:00～11:00<br>13:30～15:00 |
| 前立腺がん検診  | 赤野公民館      | 7月11日(金) | 9:30～11:00<br>13:00～15:00 |
| 肝炎ウイルス検診 | 土居公民館      | 6月12日(木) | 8:30～9:00                 |
| 胃がん検診    | 赤野公民館      | 7月16日(水) | 8:00～8:30<br>10:00～10:30  |
| 子宮頸がん検診  | 健康ふれあいセンター | 7月17日(木) | 8:45～10:45<br>12:45～14:45 |
| 乳がん検診    | 健康ふれあいセンター | 7月18日(金) | 9:00～11:00<br>13:00～15:00 |



## その他

| 項 目                                                               | と き      | 受付時間                       | と ころ                    |
|-------------------------------------------------------------------|----------|----------------------------|-------------------------|
| 無医地区診療<br>*古井公民館の診療<br>は当面休止します。                                  | 6月17日(火) | 14:10～15:00                | 畑山公民館                   |
| 健康相談                                                              | 6月24日(火) | 14:10～15:00                | 東川公民館                   |
| つくし会(生活習慣<br>病予防サークル)<br>運動教室<br>参加費：100円<br>持ち物：室内用の<br>シューズ・タオル | 6月10日(火) | 10:00～12:00                | 市民館別館                   |
|                                                                   | 6月6日(金)  | 13:30～15:00                | 健康ふれあい<br>センター<br>「元気館」 |
|                                                                   | 6月20日(金) | 13:30～15:00                |                         |
| 愛の献血                                                              | 6月5日(木)  | 10:00～12:00<br>13:00～15:30 | 安芸市役所                   |

## 健診速報 40～74歳 国保被保険者の特定健診

| 健診場所   | 対象者数(人) | 受診者数(人) | 受診率(%) | 目標達成状況 | 目標受診率53%<br>目標達成まであと(人) |
|--------|---------|---------|--------|--------|-------------------------|
| 東川公民館  | 37      | 9       | 24     | 未達成    | 11                      |
| 奈比賀公民館 | 47      | 15      | 32     | 未達成    | 10                      |
| 朽ノ木公民館 | 96      | 49      | 51     | 未達成    | 2                       |

\* 今年度目標を未達成の地区の人は、今後実施予定の健診会場で積極的に受診しましょう

## 麻しんの予防接種を受けましょう

はしか(麻しん)は感染力が大変強く、症状が重くなる病気です。  
自分が感染しないためだけでなく、周りの人に感染を広げないためにも予防接種は有効です。  
市では、1歳児に1回目の接種を、また、小学校就学前の接種を勧めています。  
■問 健康ふれあいセンター「元気館」 ☎32・0300

## ○乳幼児健診

■問 健康ふれあいセンター「元氣館」 ☎32・0300

### 3～4カ月児健診

- ▽と き 6月10日（火）15時～  
 ▽ところ 健康ふれあいセンター「元氣館」  
 ▽対象者 平成26年2月生まれ  
 （個別通知します）



### 9～10カ月児健診

- ▽と き 6月24日（火）14時～  
 ▽ところ 健康ふれあいセンター「元氣館」  
 ▽対象者 平成25年8月生まれ  
 （個別通知します）



### 1歳6カ月児健診

- ▽と き 6月10日（火）13時～  
 ▽ところ 健康ふれあいセンター「元氣館」  
 ▽対象者 平成24年9月生まれ  
 （個別通知します）



### 3歳児健診

- ▽と き 6月24日（火）13時～  
 ▽ところ 健康ふれあいセンター「元氣館」  
 ▽対象者 平成23年2月生まれ  
 （個別通知します）



## ○子育て広場

■問 健康ふれあいセンター「元氣館」 ☎32・0300

### すくすく広場、歯ッピー・キッズランド

（計測・栄養相談・歯科相談・交流）

- ▽と き 6月7日（土）10時30分～12時  
 時間内ならいつでもどうぞ！  
 ▽ところ 健康ふれあいセンター「元氣館」  
 ▽対象者 乳幼児とその保護者、妊婦  
 ▽持ち物 母子健康手帳、バスタオル、おむつ

11時～  
 「歯科衛生士  
 さんのお話」

### あきっ子広場

（ボランティアと一緒に遊ぼう！託児もあります）

- ▽と き 6月27日（金）10時～12時  
 時間内ならいつでもどうぞ！  
 ▽ところ 健康ふれあいセンター「元氣館」  
 ▽対象者 乳幼児とその保護者  
 ▽持ち物 お子さんを預けられる人は、バスタオル、  
 おむつ、お茶やさ湯など  
 ＊お子さんの安全のため、保険料100円を  
 いただいています。ご了承ください。

### 離乳食講習会

- ▽と き 6月17日（火）13時～  
 ▽ところ 健康ふれあいセンター「元氣館」  
 ▽対象者 乳幼児とその保護者  
 （対象者にはハガキでご案内します）  
 ▽持ち物 エプロン、三角巾、タオル、筆記用具、  
 おむつ、お茶やさ湯、バスタオルなど

## ひとり親家庭への医療費助成

平成25年中の所得税が非課税の世帯で、ひとり親家庭の保護者と18歳までの子どもの医療費の自己負担額を助成します。

助成を受けるには、受給者証の申請が必要です。

▽申請に必要なもの

- ・保険証（母・子、父・子のもの）
- ・印かん

＊平成26年1月1日に市外に住所があった人は、平成26年度の所得・課税証明書が必要です。

＊助成対象は、申請の翌月からです。

▽現在助成を受けている人へ

6月中に更新申請をしてください。現在交付している受給者証の有効期限は6月30日までです。申請が遅れると、医療費助成を受けられない月ができる場合があります。

■問・申請先 福祉事務所こども係 ☎35・1009

## 児童手当の受給者は 現況届の手続きを

現在、児童手当を受給されている人は、6月中に現況届の手続きを行ってください。（公務員の人は勤務先で手続き）

この届け出は、児童の養育の状況や所得などを確認するために必要なものです。たとえ受給資格があっても、届け出をしないと6月以降の手当を受けられなくなります。

6月初旬に通知を発送しますので、添付書類などをご確認のうえ、忘れずに手続きをしてください。なお、25年度児童手当現況届を未提出の人は、現在、児童手当の支給が停止となっていますので、あわせて手続きをしてください。

▽届け出期間 6月11日（水）～6月30日（月）

■問・申請先 福祉事務所こども係 ☎35・1009

## ひとり親家庭のお母さん・お父さんの移動相談

ひとり親の就業のための相談や、各種資格・技能を取得する支援制度についての情報提供、その他いろいろな悩みごとなどの相談に応じます。

事前申し込みは不要です。お気軽にお越しください。

▽と き 6月6日（金）13時～16時

▽ところ 安芸市役所第1会議室  
 （選挙管理委員会2階）

■問 母子家庭等就業・自立支援センター  
 ☎088・875・2500

## 地域子育て支援センター

場所：安芸保育所に併設  
開所時間：9時～16時 月曜日～金曜日  
■問・申込 ☎35・2377

### ○体験入園

▽と き 6月3日(火)、10日(火)、12日(木)、17日(火)、  
24日(火)、26日(木) 9時～12時  
\*3日は、在宅歯科衛生士の岩佐整味さんに  
「虫歯にならないための方法」をお話して  
いただきます。ぜひ、参加ください。

▽ところ 安芸保育所  
▽持ち物 着替え、お茶、タオルなど

### ○給食試食会

#### 離乳食

▽と き 6月12日(木)  
▽申 込 6月5日(木) 締切  
▽定 員 5人(0歳から1歳まで)  
▽食 費 300円

#### 普通食

▽と き 7月10日(木)  
▽申 込 7月3日(木) 締切  
▽定 員 10人(1歳から就学前まで)  
▽食 費 300円



### ○電話相談・面接相談

▽と き 月曜日～金曜日 9時～16時  
育児の悩みなどお気軽にご相談ください。  
面接相談の際は事前にご連絡ください。

### ○園庭開放

▽と き 月曜日～金曜日 9時～16時  
\*時間内ならいつでも来ていただいてもかまいません。  
安芸保育所の園庭や保育室を開放しています。  
子ども同士、保護者同士のふれあいの場として  
ご利用ください。



### ○なかよし広場

『お魚つりであそぼう』

▽と き 6月19日(木) 10時～12時  
▽ところ 健康ふれあいセンター「元気館」  
▽参加費 無料  
▽持ち物 お茶・着替えなど

### ○巡回体験入園

▽と き 6月5日(木) 10時～11時30分  
(育児相談 13時30分～15時30分)  
▽ところ 伊尾木保育所  
お気軽に遊びに来てください。

### ○安芸保育所では 一時保育をしています

▽と き 月曜日～金曜日(休日除く)  
\*半日 (8時30分～12時30分または  
12時30分～16時30分)  
1日 (8時30分～16時30分)  
▽利用料 半日1,000円 1日2,000円  
皆さん、ぜひご利用ください。



## お誕生日おめでとう (4月生まれ)

■問 市民課市民係 ☎35・1001

保 護 者

性別 赤ちゃん

誕生日

### 【安 芸】

|           |   |        |       |
|-----------|---|--------|-------|
| 高橋 正憲・史織  | 女 | えま 永真  | 4月 2日 |
| 濱田 祐輔・愛   | 男 | さくほ 朔歩 | 4月12日 |
| 久保田 純平・織絵 | 女 | あん 杏   | 4月18日 |

### 【土居】

|          |   |       |       |
|----------|---|-------|-------|
| 山本 秀明・緑  | 男 | よう 洋  | 4月23日 |
| 小松 聖弘・久美 | 女 | まい 希衣 | 4月26日 |

安芸市は第3子以降の保育料無料化や、中学卒業までの子どもの医療費を助成するなど  
子育て支援に取り組んでいます。詳しくは、福祉事務所こども係 ☎35・1009

# 平成26年度から国保税率を改正します

■問 市民課国保年金係 ☎35・1002

## 【平成26年度からの税率と限度額】

|               | 内訳  | 改正前      | 改正後      |
|---------------|-----|----------|----------|
| 医療保険分         | 所得割 | 7.00%    | 7.20%    |
|               | 資産割 | 35.00%   | 35.00%   |
|               | 均等割 | 21,500円  | 25,000円  |
|               | 平等割 | 26,500円  | 27,000円  |
|               | 限度額 | 510,000円 | 510,000円 |
| 後期高齢者<br>支援金分 | 所得割 | 2.30%    | 2.30%    |
|               | 資産割 | 10.00%   | 10.00%   |
|               | 均等割 | 5,800円   | 5,800円   |
|               | 平等割 | 5,600円   | 5,600円   |
|               | 限度額 | 140,000円 | 160,000円 |
| 介護保険分         | 所得割 | 1.90%    | 2.40%    |
|               | 資産割 | 7.00%    | 7.00%    |
|               | 均等割 | 7,600円   | 9,000円   |
|               | 平等割 | 5,200円   | 6,000円   |
|               | 限度額 | 120,000円 | 140,000円 |

国保税の計算方法については  
税務課市民税係 ☎35・1005

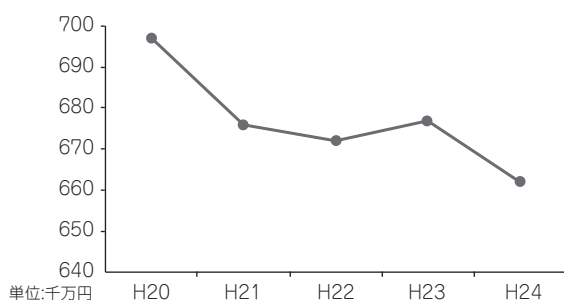
被保険者の皆さまには、医療機関の適正受診・ジェネリック医薬品への切替え・特定健診受診による病気の早期発見、早期治療などさまざまなかたちで国保の医療費削減にご協力いただいています。

しかしながら、国保財政は、急速な高齢化、医療技術の高度化による医療費の増大、国保税率の減少などにより、平成24年度決算で累積赤字約1億8千2百万円となっており、厳しい運営が続いています。

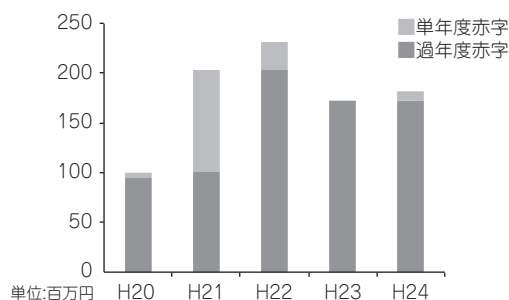
国保税率の改正は被保険者の皆さまには負担増となりますが、病気やケガなどのときに安心して医療を受けられる国保の運営を維持するため、ご理解とご協力をお願いします。

（法律改正に伴い、後期高齢者支援金と介護保険分の課税限度額も改正となります。）

国保税収入額の推移



H20年～H24年累積赤字の推移

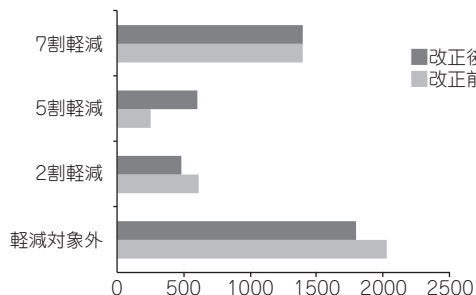


## 軽減世帯が拡充されます！

平成26年度から、税と社会保障の一体改革により国保税軽減制度が拡充されます。国保税は前年の所得などにより算定しますが、被保険者全員の所得合計が一定以下の場合、軽減措置があります。

法律改正により、軽減対象となる所得の上限が引き上げられ、軽減世帯が拡充されました。

改正後の軽減世帯数見込み



## 所得の申告をお願いします！

国保加入者で19歳以上の人は全員所得の申告が必要です。申告がないと、所得の有無が確認できないため、所得が一定以下の世帯でも軽減を受けることができません。また、高額療養費の自己負担額の判定もできないため、高所得者と同じ扱いになってしまいます。申告がお済みになっていない人は、至急、税務課で申告をするようお願いします。



# 後期高齢者医療制度の 平成26・27年度の保険料率が決まりました

■問 市民課国保年金係 ☎ 35・1002

## ●被保険者均等割額

51,793円

(平成24・25年度から据え置き)

## ●所得割率

10・35%

(平成24・25年度から据え置き)

## 保険料の計算方法

保険料は一律に負担していただく「被保険者均等割額」と所得に応じた負担していただく「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。

|                                      |   |                                     |
|--------------------------------------|---|-------------------------------------|
| 1人あたり定額の保険料<br>〔被保険者均等割額〕<br>51,793円 | + | 所得に応じた保険料<br>〔所得割額〕<br>賦課基準額×10.35% |
|--------------------------------------|---|-------------------------------------|

1人あたりの  
年間保険料

=

+

○賦課基準額とは総所得金額など（平成25年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額）から基礎控除額（33万円）を差し引いた金額です。

\*平成26年度の保険料額は前年度の所得が確定した後、次の計算方法により7月初旬に決定する予定です。

また、保険料率は医療費の状況などを踏まえ、2年ごとに改定されますが、平成26・27年度の保険料率は、平成24・25年度から据え置くこととなりました。

【1人あたりの年間保険料の上限額が55万円から57万円に変わりました】

中間所得者層の人の保険料負担を軽減するため、1人あたりの年間保険料の上限額が、平成26年度分からは57万円となります。

## 【保険料の軽減について (対象者の一部拡大)】

保険料には次のような軽減措置があり、所得の少ない人の保険料負担を軽減するため、平成26年度分の保険料からは、被保険者均等割額の2割軽減および5割軽減の対象者が広がります。

### ○被保険者均等割額の軽減

\*軽減は世帯主および被保険者の総所得金額などの合計額（※1）の状況により判定します。

| 軽減の割合 | 軽減後の均等割額 | 同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額などの合計額              |                       |
|-------|----------|-----------------------------------------|-----------------------|
|       |          | 改正前                                     | 改正後                   |
| 9割    | 5,179円   | 33万円以下かつ被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得なし）の場合 | 改正なし                  |
| 8.5割  | 7,768円   | 33万円以下                                  | 改正なし                  |
| 5割    | 25,896円  | 33万円+（24.5万円×世帯主以外の被保険者数）以下             | 33万円+（24.5万円×被保険者数）以下 |
| 2割    | 41,434円  | 33万円+（35万円×被保険者数）以下                     | 33万円+（45万円×被保険者数）以下   |

(※1) 公的年金収入の場合、年金収入額から公的年金等控除額に15万円を加算した額を差し引いた後の額で軽減の判定をします。

○所得割額の軽減  
\*軽減は被保険者本人の総所得金額などの状況により判定します。

| 軽減の割合              | 被保険者の所得                                                          |
|--------------------|------------------------------------------------------------------|
| 5割<br>(所得割額の1/2相当) | 賦課基準額（総所得金額などから33万円を引いた額）が58万円以下。<br><br>*年金収入のみの場合は収入額が211万円以下。 |

○被用者保険の被扶養者であった人の軽減  
\*後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険（協会けんぽ・共済組合・船員保険などの被扶養者（扶養家族）であった人は被保険者均等割額が9割軽減され、所得割額は賦課されません。

(注) 軽減を受けるために手続は必要ありませんが、同一世帯の中で被保険者や世帯主の前年中の所得が決定できていない人がいる場合、保険料軽減判定ができませんので、所得の申告をお願いします。

## 【保険料の端数処理方法の変更】

一人一人の保険料額は、上記の保険料の計算方法により算出した額の1円未満を切り捨てていましたが、被保険者の人の保険料納付の利便性を向上させるため、平成26年度分からは100円未満を切り捨てとします。



## 老齢基礎年金の繰り上げ支給と繰り下げ支給

■問 市民課国保年金係 ☎35・1002  
 南国年金事務所 ☎088・864・1111

老齢基礎年金が受けられるのは65歳になった日の翌月からですが、希望すれば60歳以後いつからでも受け取ることができます。

ただし、64歳以前から繰り上げ請求すると減額され、66歳以後繰り下げ請求すると増額されることになります。付加年金も同じ割合で減額または増額されます。

一度、減額・増額された支給率は生涯変わりません。

## ▽繰り上げ支給

早くもらう

65歳前に請求して老齢基礎年金を受け取ります。ただし、請求をした時点（月単位）の年齢に応じて、受け取る年金額が減額されます。

65歳前に老齢基礎年金を請求すると年金額が減額されるほか、次のようなことにご注意ください。

繰り上げ請求は慎重に

- \* 繰り上げ請求後、障害の状態になっても障害基礎年金は請求できません。
- \* 寡婦年金は受けられなくなります。
- \* 国民年金の任意加入や、保険料の追納ができなくなります。
- \* 特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の定額部分の一部が支給停止されます。
- \* 遺族厚生（共済）年金を受けている人は、65歳になるまでどちらか一方の年金を請求することになります。
- \* 繰り上げ請求の取り消しはできません。

## ▽繰り下げ支給

早くもらう

66歳以降70歳までの間に請求して老齢基礎年金を受け取ります。

請求をした時点（月単位）の年齢に応じて、受け取る年金額が増額されます。

## 請求時の年齢 支給率⇒

|     |                  |      |
|-----|------------------|------|
| 60歳 | 70% (30%減額)      | 繰り上げ |
| 61歳 | 76% (24%減額)      |      |
| 62歳 | 82% (18%減額)      |      |
| 63歳 | 88% (12%減額)      |      |
| 64歳 | 94% (6%減額)       |      |
| 65歳 | 100%             | 繰り下げ |
| 66歳 | 108.4% (8.4%増額)  |      |
| 67歳 | 116.8% (16.8%増額) |      |
| 68歳 | 125.2% (25.2%増額) |      |
| 69歳 | 133.6% (33.6%増額) |      |
| 70歳 | 142% (42%増額)     |      |

\* 繰り上げ・繰り下げ支給を希望する場合は、月単位で支給率が異なります。

●満額の受給資格のある人を例にすると…

## 65歳から受給する場合

772,800円（平成26年度 年間受給額）

## 60歳0カ月からの受給に繰り上げた場合

30%減額→231,840円少ない、540,960円が受給額になります。

## 70歳からの受給に繰り下げた場合

42%増額→324,576円多い、1,097,376円が受給額になります。

\* 加入月数や納付月数により、年金の受給額は異なりますので、ご自身の繰り上げ・繰り下げ支給をした場合の受給額については、お問い合わせください。



## 災害に強いまちづくりのため、個人市民税・県民税の均等割が引き上げられます

■問 税務課市民税係 ☎35・1005

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のため施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」（平成23年12月2日公布）の施行により、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人市民税・県民税の均等割額をそれぞれ500円ずつ臨時的に引き上げます。

この引き上げによる税収は、安芸市や高知県で実施する防災・減災事業に充てられます。

災害に強いまちづくりを行うため、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



## 市営住宅入居者募集

■問・申込 財産管理課住宅係 ☎35・1013

▽募集期間 6月2日(月)～13日(金) 8時30分～17時15分(土・日曜日、昼休みは除く)

### 《市営住宅》

#### ▽募集する住宅

- 安芸東団地2号棟(南棟) \*駐車場あり
- 千歳町団地

#### ▽入居資格

- ①同居の親族があること
  - ②住宅に困窮していること
  - ③収入基準に適合すること
  - ④市税を完納していること
  - ⑤申込者または同居者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でないこと
- \*ただし千歳町団地は次に該当する人は単身でも入居できます。
- ・60歳以上の人
  - ・障害者(身体4級、精神・知的3級以上)である人など
- ▽その他 入居契約時に、家賃72カ月分以上の収入のある65歳以下の連帯保証人2人が必要。
- \*住宅見学が可能です。
- ▽敷金 家賃の3カ月分

| 団地名      | 建設年度   | 募集戸数 | 号数         | 家賃             | 部屋数など                                             |
|----------|--------|------|------------|----------------|---------------------------------------------------|
| 安芸東団地2号棟 | 昭和61年度 | 1    | 2号棟(南棟)101 | 15,000～39,800円 | 3階建の1階<br>和室6畳×2<br>洋間4.5畳×1<br>DK トイレ<br>バランス釜風呂 |
| 安芸東団地2号棟 | 昭和61年度 | 1    | 2号棟(南棟)205 | 15,000～39,800円 | 3階建の2階<br>和室6畳×2<br>洋間4.5畳×1<br>DK トイレ<br>バランス釜風呂 |
| 千歳町団地    | 昭和51年度 | 1    | 1-3        | 11,500～29,400円 | 4階建の1階<br>和室6畳×2<br>洋間3.0畳×1<br>DK トイレ<br>バランス釜風呂 |

### 《市営改良住宅》

#### ▽募集する住宅

- 改良住宅(マンション住宅・二戸一住宅・三戸一住宅)
- 清和町3番団地 ○福井ヶ内団地 ○千歳町14番団地
- \*いずれの団地も駐車場なし

#### ▽入居資格

- ①原則として、小集落地区改進黨業を実施した区域内に居住していること。  
(現在、安芸市に住所を有する人で、小集落地区改進黨業を実施した区域外に居住している地区関係者の人も入居資格あり。)
  - ②同居の親族があること
  - ③住宅に困窮していること
  - ④収入基準に適合すること
  - ⑤市税を完納していること
  - ⑥申込者または同居者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でないこと
- \*ただし清和町3番団地は次に該当する人は単身でも入居できます。
- ・60歳以上の人
  - ・障害者(身体4級、精神・知的3級以上)である人など

▽その他 入居契約時に、家賃72カ月分以上の収入のある65歳以下の連帯保証人2人が必要。

\*住宅見学が可能です。

▽敷金 家賃の3カ月分

| 団地名      | 建設年度   | 募集戸数 | 号数    | 家賃     | 部屋数など                                             |
|----------|--------|------|-------|--------|---------------------------------------------------|
| 清和町3番団地  | 平成元年度  | 1    | B棟3-1 | 8,000円 | 3階建の3階<br>和室6畳×2<br>洋間8畳×1<br>洋間6畳×1<br>DK 風呂 トイレ |
| 福井ヶ内団地   | 昭和58年度 | 1    | 6号    | 8,000円 | 二戸一、2階建<br>和室6畳×3<br>洋間8畳×1<br>DK 風呂<br>トイレ(浄化槽)  |
| 千歳町14番団地 | 昭和62年度 | 1    | 17-5  | 8,000円 | 三戸一、2階建<br>和室6畳×3<br>洋間8畳×1<br>DK 風呂 トイレ          |



## 「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の “振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取”にご注意ください

市町村や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、安芸市役所や安芸警察署(または警察相談専用電話(☎9110))にご連絡ください。

### 6月1日から「福祉・子育て給付金室」を設置します

市役所西庁舎1階に、「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」の給付業務を効率的に処理するため、6月1日から「福祉・子育て給付金室」を設置します。

安芸市での申請受付は7月からを予定しています。詳細については、広報あき7月号でお知らせします。

■問 福祉・子育て給付金室 ☎37・9400  
メール kyufukin@city.aki.kochi.jp

# 情報 掲 示 板

催し

## 第16回 ホタル観賞のタベ

安芸広域公園（内原野）で、幻想的なホタルの乱舞をお楽しみください。ホタルを通じて、自然の大切さを感じてもらいたく、皆さんのお越しをお待ちしています。

＊先着100人（小学生以下）に「おかし」と「手作リストラップ」をプレゼント。

▽とき 5月31日（土）18時30分～

＊少雨決行

▽ところ 安芸広域公園

▽内容 自然観察指導員によるホタルのはなし  
・ホタルの歌（安芸児童合唱団 はまゆつ）

・ホタル観賞

■問 童謡の里にホタルを飛ばす会 宇田さん  
☎35・5996

## 家族で楽しく ファミリーウォーキング

日ごろウォーキングをしている皆さん、また忙しく運動をする機会が少ないという皆さん、ウォーキングをしませんか？

せっかく歩くなら、楽しく、美しく、健康になるウォーキングがしたいですよね。今回は、効果的なウォーキングの方法を健康運動指導士が分かりやすく教えてくれます。お友達・ご家族を誘い合って、ぜひご参加ください。

▽とき 6月29日（日）13時15分～14時45分（受付 12時45分～）

▽ところ 安芸ドーム

▽内容 効果的なウォーキングについて

＊運動しやすい服装、靴でお越しください

■問 健康ふれあいセンター「元気館」  
☎32・0300

お詫び

先月号2、3ページに掲載した記事の中で、西邨さんの送り仮名を「にしむら いずる」と掲載していましたが、正しくは「にしむら いづる」でした。お詫びして訂正いたします。

子どもたちを対象に、楽しく卓球の基本指導を行います。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

▽とき 6月14日（土）13時～17時

▽ところ 市体育館

▽講師 中岡 賢次郎さん（ファーストステップ日本体育協会公認コーチ）

▽内容 基本動作と子ども同士でも簡単にできる基本練習法

▽対象者 小・中・高校生

▽参加料 300円

▽申込期限 6月9日（月）

■問 生涯学習課  
☎35・1020

## 障害者スポーツ 出前教室

障害者スポーツセンターによるスポーツ教室を市民館で開催します。

休日在家中で過ごされている皆さん、少しの時間ですが体を動かしてみませんか。

今年度は、ウォーキングアップで基本運動を行い、その後フライングディスクやバトミントンなどさまざまなスポーツに取り組んでいきます。

## 第55回 安芸市・芸西地区母親大会

初心者や運動が苦手な人も大歓迎です。お気軽にご参加ください。

▽とき 6月22日（日）10時～11時30分

▽ところ 市民館

▽参加費 一人500円

▽対象者 障害児・者で立位姿勢がとれる人およびその家族

■問・申込 福祉事務所障害ふくし係  
☎35・1009

## お知らせ

ダム  
の放流に  
ついての  
お願い

▽とき 6月14日（土）13時～（12時30分～受付）

▽ところ 市民会館

▽内容 分科会

○子育て（森本雅子助産師）

○健康（味元哉憲整体師）

○医療・年金・介護（池上健夫さん）

＊託児もあります（要申込み）

■問 安芸第一小学校  
樋口さん ☎35・4123

今年も集中豪雨や台風が発生するシーズンとなります。

四国電力では、伊尾木川ダムから放流する場合、サイレンや警報車でお知らせしています。

サイレンや警報車による警報を聞かれた場合、川にいる人や川に置かれている物は、ただちに安全な場所へ移動するようにお願いします。

＜放流する際のサイレンの鳴らし方＞

1分間吹鳴 ウー

10秒休み

← 1分間吹鳴 ウー

■問 四国電力安芸電力センター ☎35・4543

## 中小企業・小規模 事業者の 皆さんへ

個人保証なしで金融機関から融資を受けたり、事業が破綻しても一定の生活費などを残すことができるルールができました。

①法人と個人の資産・経理が明確に分離されている場合などにおいて個人保証

家庭内（夫婦間、親子間の暴力）および恋愛関係の

## DV相談窓口を開設しています

0888-823-0662

県地域福祉政策課

35・1001

問 市民課市民係

巡拝地域や実施時期、選考基準、所要経費などの詳しいことはお問い合わせください。

戦没者のご遺族の皆さんを対象に慰霊巡拝が行われます。

## 戦没者慰霊巡拝

0878-111752

備機構四国本部

問（独）中小企業基盤整備機構

金融機関と相談したい人などはお問い合わせください。

が不要となること、②多額の個人保証を行っていても経営が行き詰まる前に、早めに事業再生や廃業を決定した際に一定の生活費などが残ることを定める「経営者保証に関するガイドライン」が、中小企業庁・金融庁主導の下、策定されました。

当クラブでは、男性・女性を問わず、小・中・高校生から中高年の人まで広く

## JTA高知安芸テコンドークラブ会員募集

## 募集

問 08031672918  
（第2・第4金曜日以外の8時30分～17時15分は、福祉事務所障害ふくし係で対応します。）

▽対象者 原則として安芸市在住の人

▽対 象 者 原則として安芸市在住の人

▽ところ 安芸市社会福祉センター1階相談室

\*祝祭日の場合はお休み。

▽とき 毎月第2、第4金曜日（6月は13日、27日）10時～15時

\*来所による相談も可能です。

▽ところ 安芸市武道館

▽対 象 小・中・高・一

般

問 JTA高知安芸・香

南テコンドークラブ

朝比奈浩一さん

09062850721

安芸連絡所（あき接骨院）

岡本哲周さん

34・1755

練習生を募集しています。

1カ月の無料体験もできますので、武道未経験者の人もいつでもお気軽にお問い合わせください。

▽対 象 小・中・高・一般

\*小学4年生以上でクロールで50メートル泳げる人（小学3年生で25メートル泳げる人）

▽練習期間 6月14日（土）～8月30日（土）までの

安芸スイミングクラブは、水泳を通じて健康的な生活習慣を身に付け、泳力向上に努め、記録会や大会に参加し、ほかのクラブとの交流を深めています。

▽対 象 小・中・高・一般

\*小学4年生以上でクロールで50メートル泳げる人（小学3年生で25メートル泳げる人）

▽練習期間 6月14日（土）～8月30日（土）までの

安芸スイミングクラブは、水泳を通じて健康的な生活習慣を身に付け、泳力向上に努め、記録会や大会に参加し、ほかのクラブとの交流を深めています。

▽対 象 小・中・高・一般

\*小学4年生以上でクロールで50メートル泳げる人（小学3年生で25メートル泳げる人）

▽練習期間 6月14日（土）～8月30日（土）までの

安芸スイミングクラブは、水泳を通じて健康的な生活習慣を身に付け、泳力向上に努め、記録会や大会に参加し、ほかのクラブとの交流を深めています。

▽対 象 小・中・高・一般

\*小学4年生以上でクロールで50メートル泳げる人（小学3年生で25メートル泳げる人）

▽練習期間 6月14日（土）～8月30日（土）までの

安芸スイミングクラブは、水泳を通じて健康的な生活習慣を身に付け、泳力向上に努め、記録会や大会に参加し、ほかのクラブとの交流を深めています。

▽対 象 小・中・高・一般

\*小学4年生以上でクロールで50メートル泳げる人（小学3年生で25メートル泳げる人）

▽練習期間 6月14日（土）～8月30日（土）までの

安芸スイミングクラブは、水泳を通じて健康的な生活習慣を身に付け、泳力向上に努め、記録会や大会に参加し、ほかのクラブとの交流を深めています。

▽対 象 小・中・高・一般

\*小学4年生以上でクロールで50メートル泳げる人（小学3年生で25メートル泳げる人）

▽練習期間 6月14日（土）～8月30日（土）までの

安芸スイミングクラブは、水泳を通じて健康的な生活習慣を身に付け、泳力向上に努め、記録会や大会に参加し、ほかのクラブとの交流を深めています。

▽対 象 小・中・高・一般

\*小学4年生以上でクロールで50メートル泳げる人（小学3年生で25メートル泳げる人）

▽練習期間 6月14日（土）～8月30日（土）までの

安芸スイミングクラブは、水泳を通じて健康的な生活習慣を身に付け、泳力向上に努め、記録会や大会に参加し、ほかのクラブとの交流を深めています。

▽対 象 小・中・高・一般

\*小学4年生以上でクロールで50メートル泳げる人（小学3年生で25メートル泳げる人）

▽練習期間 6月14日（土）～8月30日（土）までの

安芸スイミングクラブは、水泳を通じて健康的な生活習慣を身に付け、泳力向上に努め、記録会や大会に参加し、ほかのクラブとの交流を深めています。

▽対 象 小・中・高・一般

35・1011

問 安芸納涼市民祭実行委員会事務局（商工観光水産課内）

▽募集期限 6月10日（火）

8月3日（日）

▽とき 8月2日（土）、

8月3日（日）

安芸納涼市民祭実行委員会は、納涼市民祭に参加して下さる踊り子チームを募集しています。たくさん

の踊り子チームのパワフルな踊りと街に鳴り響く鳴子のリズムで、市民みんなのお祭りを盛り上げましょう！

▽対 象 小・中・高・一般

\*小学4年生以上でクロールで50メートル泳げる人（小学3年生で25メートル泳げる人）

▽練習期間 6月14日（土）～8月30日（土）までの

安芸スイミングクラブは、水泳を通じて健康的な生活習慣を身に付け、泳力向上に努め、記録会や大会に参加し、ほかのクラブとの交流を深めています。

▽対 象 小・中・高・一般

\*小学4年生以上でクロールで50メートル泳げる人（小学3年生で25メートル泳げる人）

▽練習期間 6月14日（土）～8月30日（土）までの

安芸スイミングクラブは、水泳を通じて健康的な生活習慣を身に付け、泳力向上に努め、記録会や大会に参加し、ほかのクラブとの交流を深めています。

▽対 象 小・中・高・一般

\*小学4年生以上でクロールで50メートル泳げる人（小学3年生で25メートル泳げる人）

▽練習期間 6月14日（土）～8月30日（土）までの

安芸スイミングクラブは、水泳を通じて健康的な生活習慣を身に付け、泳力向上に努め、記録会や大会に参加し、ほかのクラブとの交流を深めています。

▽対 象 小・中・高・一般

\*小学4年生以上でクロールで50メートル泳げる人（小学3年生で25メートル泳げる人）

▽練習期間 6月14日（土）～8月30日（土）までの

安芸スイミングクラブは、水泳を通じて健康的な生活習慣を身に付け、泳力向上に努め、記録会や大会に参加し、ほかのクラブとの交流を深めています。

▽対 象 小・中・高・一般

\*小学4年生以上でクロールで50メートル泳げる人（小学3年生で25メートル泳げる人）

▽練習期間 6月14日（土）～8月30日（土）までの

安芸スイミングクラブは、水泳を通じて健康的な生活習慣を身に付け、泳力向上に努め、記録会や大会に参加し、ほかのクラブとの交流を深めています。

▽対 象 小・中・高・一般

\*小学4年生以上でクロールで50メートル泳げる人（小学3年生で25メートル泳げる人）

▽練習期間 6月14日（土）～8月30日（土）までの

安芸スイミングクラブは、水泳を通じて健康的な生活習慣を身に付け、泳力向上に努め、記録会や大会に参加し、ほかのクラブとの交流を深めています。

▽対 象 小・中・高・一般

\*小学4年生以上でクロールで50メートル泳げる人（小学3年生で25メートル泳げる人）

▽練習期間 6月14日（土）～8月30日（土）までの

JA全農こうち指定

もしかして…シロアリ!?

シロアリは黒アリとは生態や体型もまったく違います。

シロアリを見かけると…

シロアリは社会性昆虫です。見かけると必ず近くに「巣」が存在し女王が次々と産卵をしています。「巣」は大きいもので数百万匹にも及ぶ場合があります。

命の鍵を握っているのはシロアリです。

シロアリ

シロアリの羽アリ

クロアリの羽アリ

なぜ、ベイト工法はシロアリの駆除には最適なのか?

ベイト工法はシロアリの習性を利用し、今までの工法では難しかった「巣」の駆除が可能となりました。シロアリの駆除や予防は家の構造及び建築工法により様々な施工方法があります。弊社では現地調査をして最適な施工法をお勧めいたします。

シロアリに喰わせない

ホームページ

友清白蟻

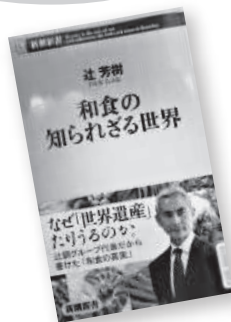
検索

株式会社友清白蟻

高知支店 高知市前里70番地3

TEL088-824-1501 FAX088-822-0733

新刊の一押し



●辻芳樹 著

## 「和食の知られざる世界」(新潮社)

去年、和食がユネスコの世界無形文化遺産に登録されたことを多くの皆さんがご存知だと思います。

本書は、和食をとりまくさまざまな状況や歴史の変遷などが書かれていて、思わずなるほど!!と思う場面があります。

ぜひ、手に取ってみてください。

6月の

休館日

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  |
| 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 |    |    |    |    |    |

×印は休館日 ○印はおはなし会

\* 7日(土)→童つ子(14時～)、

12日(木)→ぼんたぼんた(10時30分～)

【開館時間】 平日→9時30分～19時まで

土日→9時30分～17時まで

## ＝6月の新刊案内＝

[児童書]▽Goma「へんてこパンやさん」▽なかえよしを「あめあめふれふれねずみくん」▽ふくだとしお「だれのおうち?」▽安室知「田んぼの不思議」▽角野栄子「いすおぼけぐるぐるんぼー」▽石井睦美編「竹取物語」ほか  
[一般書]▽小林凜「ランドセル俳人の五・七・五」▽坂井建雄「面白くて眠れなくなる人体」▽高知新聞社編「MAKINO」▽小路幸也「花咲小路一丁目の刑事」▽山下貴光「シャンプーが目には沁みる」▽花房観音「偽りの森」ほか

## 【図書館からのお願い】

以前にも記載しましたが、本に落書きをされているのを頻繁に見かけます。図書館の本は市民の皆さんの本です。一人一人が気持ち良く本を読めるように落書きをしないようにお願いします。



▲「ぼんた ぼんた」のようす

男性もどうぞ

## 女性の家 前期講座

■問 女性の家 ☎34・3514

申込みは、直接来館またはお電話でお願いします。(9時～21時、日曜日は休館です)

| 講座名                | 期間                                         | 時間             | 回数 | 定員 | 受講料(全期)                   | 講師名                     | 備考                                                      |
|--------------------|--------------------------------------------|----------------|----|----|---------------------------|-------------------------|---------------------------------------------------------|
| パソコン教室<br>(ワード初級編) | 6/23(月)～6/27(金)                            | 19時～21時        | 5  | 16 | 1,000円                    | 星槎大学<br>サテライト<br>カレッジ講師 | パソコンの基本操作ができる人<br>(Word2007)                            |
| パソコン教室<br>(ワード中級編) | 7/14(月)～7/18(金)                            | 19時～21時        | 5  | 16 | 1,000円                    | 星槎大学<br>サテライト<br>カレッジ講師 | パソコンの基本操作ができる人<br>(Word2007)                            |
| ゆったり<br>ヨガ教室       | 第1・3土曜日<br>7/5・19 8/2・16<br>9/6・20 10/4・18 | 19時～20時        | 8  | 12 | 1,000円                    | 山本 智恵                   | やさしいヨーガに、ストレッチや<br>マッサージを取り入れて、ゆったり<br>と心も身体もリセットしませんか。 |
| ビーズ<br>アクセサリ<br>教室 | 第2土曜日<br>6/14 7/12 8/9<br>9/13             | 14時～16時        | 4  | 12 | 1,000円<br>材料費<br>1,500円程度 | 山崎とも子                   | クリスタルビーズ、天然石で上質の<br>アクセサリをつくりましょう。                      |
| エコクラフト<br>教室       | 金曜日<br>6/20・27 7/4                         | 13時～<br>15時30分 | 3  | 10 | 材料費<br>2,300円<br>程度       | クラフト<br>F U J I T A     | エコクラフトテープで毎日使える<br>お洒落なかごバッグを作ります。                      |

## 情報公開制度、個人情報保護制度の利用状況

平成25年度情報公開条例の公開請求と処理件数

| 公開請求件数 | 処理(決定)件数 | 不服申立て |
|--------|----------|-------|
| 79     | 公開       | 36    |
|        | 部分公開     | 31    |
|        | 非公開      | 2     |
|        | 不存在      | 10    |
|        | 応答拒否     | 0     |

情報公開請求に応じて、請求された文書の全部を公開したものは36件で、個人に関する情報などを除いて公開した部分公開は31件です

平成25年度個人情報保護条例の開示請求と処理件数

| 請求件数 | 区分    | 件数 | 処理(決定)件数 |      |     |     | 不服申立て |
|------|-------|----|----------|------|-----|-----|-------|
| 8    | 開示請求  | 8  | 開示       | 部分開示 | 不開示 | 不存在 | —     |
|      |       |    | 5        | 2    | 0   | 1   |       |
|      | 訂正請求  | 0  | —        | —    | —   | —   | —     |
|      | 是正の申出 | 0  | —        | —    | —   | —   | —     |

■問 総務課 ☎35・1000

## 相 談

### 行政相談

- ▽と き 6月18日(水) 10時～15時  
(12時から13時まで昼休み)  
▽ところ 安芸市総合社会福祉センター  
■問 総務課 ☎35・1000

### 人権相談

- ▽と き 6月2日(月) 10時～15時  
▽ところ 総合社会福祉センター  
■問 法務局安芸支局 ☎35・2272

### 年金相談

- ▽と き 6月5日(木) 10時～15時  
(14時30分受付終了)  
(12時から13時まで昼休み)  
▽ところ 総合社会福祉センター2階 中会議室  
■問 南国年金事務所 ☎088・864・1111

### 法律相談

- ▽と き 6月16日(月) 13時30分～15時30分  
▽ところ 安芸ひまわり基金法律事務所  
(商工会議所2階)  
\*相談無料 1人30分で予約制  
\*借金などでお困りの人については、随時無料で受け付けしています。  
\*法テラスの制度も使えます。  
■問 安芸ひまわり基金法律事務所 ☎35・8200

## 人口統計

(地区別人口)

|             |         |     |        |
|-------------|---------|-----|--------|
| 人口          | 18,835人 | 安芸町 | 7,317人 |
| (前月比: 11人増) |         | 伊尾木 | 1,755人 |
| 男           | 8,940人  | 川北  | 3,063人 |
| ( / : 9人増)  |         | 東川  | 308人   |
| 女           | 9,895人  | 土居  | 1,981人 |
| ( / : 2人増)  |         | 井ノ口 | 2,116人 |
| 世帯数         | 8,707   | 畑山  | 229人   |
|             |         | 穴内  | 796人   |
|             |         | 赤野  | 1,270人 |

【26年4月末日現在】  
(外国人含む)

### 一般廃棄物最終処分場放流水水質検査

| 採取試験日     | pH      | SS<br>mg/ℓ | COD<br>mg/ℓ | BOD<br>mg/ℓ | 大腸菌群数<br>個/ml |
|-----------|---------|------------|-------------|-------------|---------------|
| 処分場独自排水目標 | 5.8～8.6 | 20以下       | 20以下        | 10以下        | 3,000以下       |
| 法排水基準     | 5.8～8.6 | 150以下      | 120以下       | 120以下       | 3,000以下       |
| 4月23日     | 7.5     | 1.0未満      | 1.0未満       | 0.5未満       | 30未満          |

一般廃棄物最終処分場(安芸市リサイクルプラザ)は  
日曜日以外受け入れしております。

受け入れ時間 月～金曜日は8時30分～16時30分  
土曜日は8時30分～12時 13時～16時30分

■問 平日 環境課 ☎35・1023  
土・祝日 最終処分場 ☎34・1353

## 特殊詐欺の被害が多発中!!

①還付金があります

②オレオレ 電話番号が変わった

などの電話にご注意を!!

電話内容を直ぐに信用せず家族や警察に  
相談してください。

■問 安芸警察署 ☎34・0110

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4月1日(火) 新採職員辞令交付<br>庁議<br>商工会議所女性部<br>4月2日(水) 土佐カントリークラブ<br>定例課長会<br>高知県防衛協会安芸支部<br>4月3日(木) 安芸郵便局長あき総合病院<br>4月4日(金) 安芸広域市町村圏事務組合<br>高知銀行安芸支店長<br>安芸公共職業安定所長<br>4月5日(土) 安芸西部機船曳網組合総会<br>4月7日(月) 交通安全街頭キヤンペーン<br>市議会臨時議会<br>高知県交通運輸政策課<br>赤野住吉地区住民要望<br>4月8日(火) 高知県庁新年度挨拶回り<br>4月9日(水) 定例記者会見<br>4月10日(木) 高知県危機管理部副部長<br>4月11日(金) 高知県副知事、商工労働部長(高知県庁)<br>全日空高知支店長<br>こつち安芸メガソーラー株式会社<br>4月14日(月) メガソーラー竣工式(サンシャインパーク安芸)<br>4月15日(火) 高知県土地改良事業団体連合会 | 4月16日(水) 高知県市長会議(土佐市)<br>4月17日(木) 社会福祉法人土佐厚生会<br>4月18日(金) 土佐くろしお鉄道株式会社<br>介護保険トップセミナー(高知市)<br>4月19日(土) やなせたかし先生を偲ぶ会(県民文化ホール)<br>4月21日(月) 日赤社資地区別割当会<br>安芸市食生活改善推進協議会総会<br>4月22日(火) 高知県広報広聴課<br>4月23日(水) 会計検査で概要説明<br>高知県地域観光課<br>安芸市老人クラブ連合会総会<br>自主防災組織連絡協議会<br>4月24日(木) 安芸市連合婦人会総会<br>4月25日(金) 市議会産業厚生委員会<br>日赤安芸支部総会<br>高知県土木部長<br>安芸地区医師会合同会議<br>4月27日(日) 善通寺駐屯地開設64周年記念行事(香川県善通寺市)<br>4月30日(水) 阪神タイガース表敬訪問(兵庫県西宮市) |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 4月 市長の活動

この公務記録には、庁内での打合せ、ご面会等は掲載していません。

# 安芸市制施行60周年記念事業 第58回安芸市体育祭・安芸市体育会行事

今年も、スポーツの祭典第58回安芸市体育祭および安芸市体育会主催行事を開催します。日頃の練習の成果を発揮する絶好のチャンスです。多くのみなさんのご参加をお待ちしています。

■周申込 生涯学習課 ☎35・1020  
なお、申込状況などにより、開催場所や日程が変更となる場合があります。

## 第58回安芸市体育祭日程表

| 名 称           | 開催予定日        | 対 象       | 会 場                        |
|---------------|--------------|-----------|----------------------------|
| 卓 球(小学生)      | 6/14(土)      | 小学生       | 市体育館                       |
| 陸 上           | 7/12(土)      | 全般        | 芸西村憩ヶ丘運動公園                 |
| スカッシュバレー      | 7/13(日)      | 一般        | 市体育館他                      |
| ビーチボールバレー     | 7/20(日)      | 一般        | 市体育館他                      |
| バドミントン        | 7/27(日)      | 一般        | 市体育館                       |
| バスケットボール(中学生) | 8/9(土)       | 中学生       | 市体育館他                      |
| バレーボール        | 8/10(日)      | 一般(学生含)   | 市体育館                       |
| 水 泳           | 8/10(日)      | 全般        | 安芸中学校プール                   |
| 剣 道           | 8/24(日)      | 小・中       | 市武道館                       |
| 弓 道           | 8/31(日)      | 全般        | 市武道館(弓道場)                  |
| ソフトテニス        | 9/7(日)       | 中・高一一般    | 伊尾木白馬テニスコート<br>清水ヶ丘中テニスコート |
| ソフトボール        | 9/7(日)       | 一般(学生は除く) | 安芸市補助G                     |
| サッカー(小学生)     | 9/13・14(土・日) | 小学生       | NKKグラウンド*                  |
| ラージボール卓球      | 9/21(日)      | 一般        | 市体育館                       |
| 軟 式 野 球       | 9/21(日)      | 一般(学生含)   | 安芸タカノス球場他                  |
| 卓 球(中学生)      | 9/28(日)      | 中学生       | 市立安芸中体育館                   |
| 硬式テニス         | 11/2(日)      | 一般        | 芸西村憩ヶ丘運動公園                 |
| サッカー(中学生)     | 12/6(土)      | 中学生       | NKKグラウンド*                  |

## 平成26年度安芸市体育会主催行事日程表

| 名 称                   | 開催予定日   | 対 象    | 会 場                        |
|-----------------------|---------|--------|----------------------------|
| 第8回安芸市オープン女子バレーボール大会  | 6/29(日) | 一般女子   | 市体育館                       |
| 第18回安芸市ふれあいラージボール大会   | 7/6(日)  | 一般     | 市体育館                       |
| 第18回安芸市ラージボール大会       | 2/15(日) | 一般     | 市体育館                       |
| 第25回安芸市体育会会長杯ソフトテニス大会 | 3/8(日)  | 中・高一一般 | 伊尾木白馬テニスコート<br>清水ヶ丘中テニスコート |
| 第24回安芸市ジュニア体操大会       | 3/15(日) | 小学生    | 市体育館                       |
| 第37回安芸市教育長杯争奪バドミントン大会 | 3/22(日) | 一般     | 市体育館                       |

## ■資源ごみ収集日一覧表

| 6月の資源ごみ収集日                              | 「缶・紙・古着・ペットボトル」の日<br>缶・スプレー缶・紙(新聞とチラシ・雑誌・ダンボール・紙パック)・ペットボトル・古着 | 「ビン・有害ごみ」の日<br>ビン・乾電池・蛍光灯・電球・体温計・温度計・ライター |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 久世町・庄之芝町・染井町・桜ヶ丘町・幸町・宝永町・黒鳥・植野・井ノ口・栃ノ木  | 毎週月曜(2日・9日・16日・23日・30日)                                        | 毎月第1・3水曜(4日・18日)                          |
| 本町・1～5丁目・土居・僧津・伊尾木・下山                   | 毎週火曜(3日・10日・17日・24日)                                           | 毎月第2・4水曜(11日・25日)                         |
| 花園町・柳田・矢ノ丸1～4丁目・港町1～2丁目・内原野・花・川北・江川・小松原 | 毎週木曜(5日・12日・19日・26日)                                           |                                           |
| 日ノ出町・寿町・清和町・千歳町・津久茂町・馬ノ丁・赤野・穴内          | 毎週金曜(6日・13日・20日・27日)                                           | 毎月第1・3水曜(4日・18日)                          |
| 畑山・尾川                                   | 毎週水曜(4日・11日・18日・25日)                                           |                                           |
| 東川(八ノ谷・丸石・黒瀬・大井・古井・別役・入河内・奈比賀・長山)       |                                                                |                                           |
| 中郷                                      | 毎月第3水曜(18日)                                                    |                                           |

一般廃棄物最終処分場(安芸市リサイクルプラザ)は日曜日以外受け入れしております。

受け入れ時間 月～金曜日は8時30分～16時30分 土曜日は8時30分～12時 13時～16時30分

■問 平日 環境課 ☎35・1023 土・祝日 最終処分場 ☎34・1353



# 地震対策を進めましょう！

安芸市では、「南海地震への揺れ」対策として、次のような補助制度を設けています。津波から逃げるためには、まずは揺れから命を守ることに重要です。「自分の命は自分で守る」ために、ぜひ次の制度をご活用ください！

## 「木造耐震診断を支援」

自己負担 3,000 円で木造耐震診断を受診できます。

▽対象住宅 昭和56年5月31日以前

に着工された2階建て以下の住宅

\*プレハブ、丸太組工法の住宅は対象外

(その他条件有)

▽募集戸数 36戸

## 「耐震設計・工事を支援」

①耐震改修設計に対して最高20万円(補助率2/3)を補助します。

②耐震改修工事に対して最高90万円を補助します。

## ▽対象住宅

・耐震診断の結果、評点が1.0未満とされた住宅

・耐震工事の場合、平成27年2月20日(金)までに工事が完了できるもの

(その他条件有)

▽募集戸数 15戸



## 「ブロック塀撤去・改修を支援」

ブロック塀の撤去・改修に対して最高20万円を補助します。

## ▽対象物件

○避難路沿いの道路面から高さが1メートルを超えるブロック塀

○平成27年2月20日(金)までに

工事が完了できるもの

\*事前に現地調査をさせていただきます。

(その他条件有)

▽募集戸数 20件

補助内容や申込書類、申込方法などのご不明な点は、危機管理課までお問い合わせください。

■問・申込 危機管理課 ☎ 37・9101

## 住宅リフォーム補助金募集中

4月から住宅リフォーム補助金の申請を募集しています。住宅リフォームを計画されている人は、ぜひご利用ください。

▽募集残件数 8件(5月16日現在)

募集件数には限りがありますので、お申し込み前に危機管理課まで申し込み状況などをお問い合わせください。

\*市ホームページにも詳細を掲載しています。

## 南海トラフ巨大地震・津波に備えて

## 市役所庁舎の耐震化について「第4回検討委員会」

### ▽後任委員長に岡村眞特任教授

今年1月に亡くなられた大年邦雄委員長(高知大学農学部教授)の後任委員として高知大学の岡村眞特任教授(専門分野・地震地質学)に今回から参画いただくこととなり、後任委員長に選出されました。

### ▽今後の検討は、「建替え」中心に

東庁舎を耐震補強する場合、建築時からすでに50年余り経過していることから鉄筋コンクリートの劣化がかなり進んでいることが予想されます。壁面積や柱も現在の建物と比較して少ないことから、「建物の延命化」と「庁舎の耐震基準(通常の施設の1.5倍の耐震強度が必要)を満たす」ためには、コンクリートの劣化を防ぐ特殊な処理と補強壁や鉄骨ブレスによる大幅な追加補強が必要で、通常の補強と比べ多額の費用がかかります。

また、耐震補強することで執務スペースに制限が加わるなど「建替えと比較して費用対効果が低い」ことから、今後は「建替え」を中

心として検討を進めていくこととなりました。

なお、現在、東庁舎の耐震診断を行っており、夏ごろに判明する結果によって耐震補強の必要性を再確認することとしました。

\*検討委員会の資料・議事録は、市のホームページで閲覧できます。

■問 財産管理課 ☎ 35・1013



## 東日本大震災の被災地を訪問する中学生を募集します

被災地の現状と復興の道筋を  
この目で見てみませんか？

南海トラフ巨大地震に備え、災害をより身近なものとして認識し、主体的な行動がとれる人材の育成は、将来に向けた大きな課題となっています。

安芸市では、東日本大震災の被災地を訪問する中学生を次のとおり募集します。

中学生が東日本大震災の被災地を訪問し、具体的な事例や被災者の体験などに触れ、被災状況や復旧・復興状況を学び、将来にわたって地域防災に貢献できる人材を育成していきます。

募集に関する詳しい内容については、学校教育課までお問い合わせください。

▽期 間 7月29日(火)～7月31日(木)

▽視察先 宮城県気仙沼市およびその周辺

▽対象者・人数 安芸市在住または安芸市に住所を有する中学生(8人程度募集します)

▽選考方法 作文・面接

▽面接日 6月22日(日)

※面接時間・場所は申し込み後通知します。

▽申込期限 6月16日(月)

▽申込先 学校教育課へ持参または郵送。安芸市立の中学生は学校にお渡しください。

▽提出物 参加申込書・保護者の承諾書

※提出資料の請求は学校教育課へお問い合わせください。

▽参加費 安芸市負担

■問・申込 学校教育課 ☎ 35・1021

## 緊急地震速報の試験放送を行います！

■問 危機管理課 ☎ 37・9101

全国瞬時警報システム(Jアラート)の試験放送を6月5日に行います。

安芸市では、4月から運用を開始した「防災行政無線」で、屋外への試験放送を行います。

▽と き 6月5日(木) 10時15分頃

▽放送範囲 市内全域

▽放送内容

震度5弱が予測される場合の緊急地震速報

※ただし、気象・地震活動の状況などによって、中止する場合があります。

## 【全国瞬時警報システム(Jアラート)とは?】

通信衛星を利用し、市町村の無線設備から緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムです。

▽放送される情報

○高知県東部に緊急地震速報(推定震度4以上)が発令されたとき

○高知県に、大津波警報、津波警報、津波注意報が発令されたとき

○安芸市に武力攻撃などの情報が発令されたとき

編集室から  
6月13日に開幕するサッカーのワールドカップブラジル大会。安芸市から名木利幸さんが副審として出場されます。  
名木さんは土居少年サッカークラブで大好きなサッカーと出会い、その大切なもののために努力を重ね、ワールドカップの舞台に立つとしています。自分にとって本当に好きなものとの出会い、それをやりがいのある仕事にするには不断的の努力が必要だと思えます。世界が注目する舞台での活躍を応援しましょう！  
(徳)

| 日 曜  | 6月の主な行事                            | 時 間         | 場 所      |
|------|------------------------------------|-------------|----------|
|      | 春の常設展(～6/8)                        | 9:00～17:00  | 歴史民俗資料館  |
| 1 日  | 安芸市「教育の日」(統一参観日)                   | 各学校授業時間     | 市内各小中学校  |
| 5 木  | 愛の献血                               | 10:00～15:30 | 安芸市役所    |
| 7 土  | 市制施行60周年記念<br>「NHKジュニアサッカー教室in安芸市」 | 12:30～15:30 | NKKグラウンド |
| 8 日  | 第32回安芸全国書展(～8/17)                  | 9:00～17:00  | 書道美術館    |
|      | 表彰式・祝賀会                            | 14:30～      | ホテルタマイ   |
| 12 木 | 市議会第2回定例会(6月議会)(～26日予定)            | 10:00～      | 議場       |
| 14 土 | 安芸市体育祭(小学生卓球)                      | 8:00～       | 市体育館     |
| 29 日 | 家族で楽しくファミリーウォーキング                  | 13:15～14:45 | 安芸ドーム    |
|      | 第8回安芸市オープン女子バレーボール大会               | 9:00～       | 市体育館     |